

再生可能エネルギー電気卸供給約款の概要

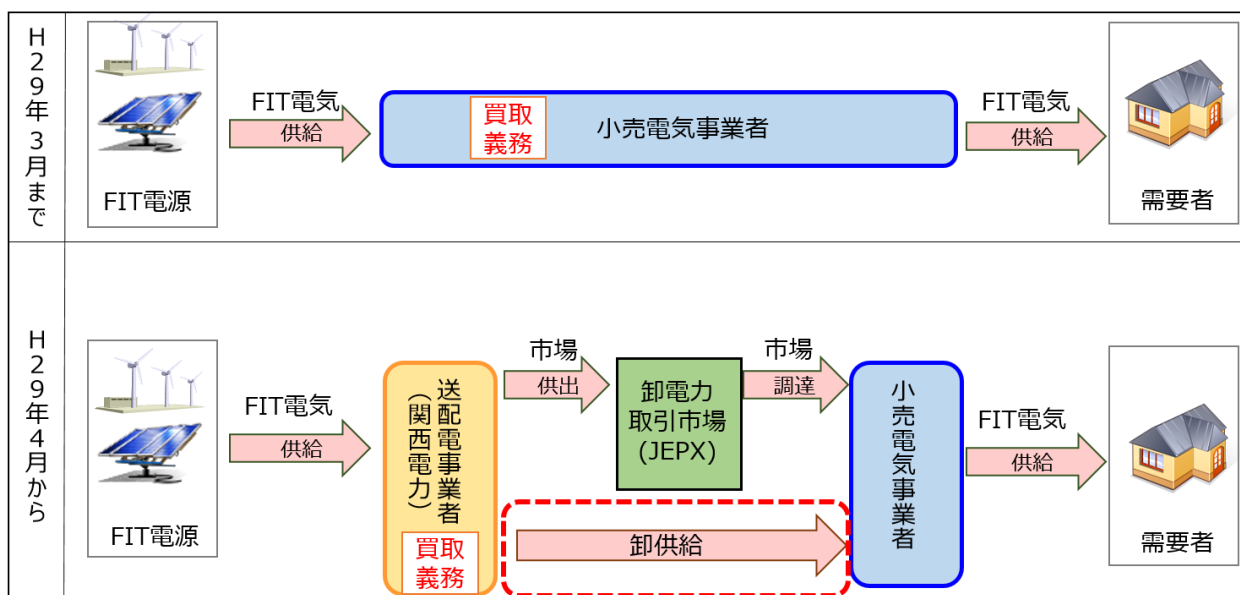
1. 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の概要

- 再生可能エネルギー電気を広域的・効率的に使用することによって、再生可能エネルギー電源（以下、FIT電源）を最大限導入する観点から、平成28年5月に、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が改正され、平成29年4月より再生可能エネルギー電気の買取義務者が小売電気事業者から送配電事業者に変更されます。
- 送配電事業者が買取った再生可能エネルギー電気については、市場活性化を図ることを目的に、原則として卸電力取引市場へ供出し、卸電力取引市場における売買取引を通じて小売電気事業者へ供給します。
一方、小売電気事業者が卸電力取引市場を経由しない供給を希望される場合の供給方法として、送配電事業者が「再生可能エネルギー電気卸供給約款」を設定することとされました。

2. 再生可能エネルギー電気卸供給約款の概要

- 「再生可能エネルギー電気卸供給約款」は、再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金および必要となるその他の供給条件を定めたもので、小売電気事業者が、特定のFIT電源による供給を希望する場合や、災害等の理由によって卸電力取引市場が利用できない状況においてもFIT電源による供給を希望する場合は、卸電力取引市場を経由しない供給が可能となるよう設定しました。

<再生可能エネルギー電気の調達イメージ>



〔 〕: 再生可能エネルギー電気卸供給約款の対象